

IFRS 第7号 金融商品：開示

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、利用者が次の事項を評価できるように財務諸表上の開示を提供することを企業に求めることである。

- (a) 企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中及び報告期間の末日現在で晒されている、金融商品から生じるリスクの性質及び程度並びに企業の当該リスクの管理方法。定性的開示は、当該リスクの管理に関する経営者の目的・方針・手続を説明する。定量的開示は、企業の主要な経営幹部に対して内部的に提供される情報に基づいて、企業がどの程度のリスクに晒されているかに関する情報を提供する。これらの開示が合わさって、企業による金融商品の利用状況及びその金融商品が創出しているリスクに対するエクスポージャーの概要を提供する。

本基準はすべての企業に適用される。これには、金融商品を少ししか保有していない企業（例えば、金融商品が売掛金と買掛金のみである製造業者）も、多くの金融商品を保有する企業（例えば、資産と負債の大部分が金融商品である金融機関）も含まれる。

本基準が金融商品の種類別の開示を要求している場合、企業は開示する情報の性質上適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れた種類に金融商品をグループ化しなければならない。企業は、財政状態計算書上に表示される項目との調整ができるようにするために十分な情報を提供しなければならない。

本基準の原則は、IAS第32号「金融商品：表示」及びIFRS第9号「金融商品」における金融資産及び金融負債の認識、測定及び表示の原則を補完する。